

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する身近な一元的な窓口を設置
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、解決が困難な高度な知的財産の課題等を解決

- ・研究開発の成果を適切に保護したい
- ・知財に関する支援施策を教えて欲しい
- ・海外で模倣されているので対処したい
- ・地域ブランドの保護について教えて欲しい
- ・事業モデルを踏まえ効果的に特許取得したい

中小企業の知財部としての役割

相談

窓口担当者が支援

支援

- ・知財制度の重要性を説明
- ・権利化かノウハウ管理か助言
- ・知財に関する支援施策を紹介
- ・海外の制度概要・手続方法等を説明
- ・地域団体商標制度について説明
- ・外部専門家チームによる支援を実施

知財総合支援窓口

専門性を要する相談に対しては、知財専門家と協働支援

1. 知財専門家の配置
 - ◆弁理士（毎週月、水）
 - ◆弁護士（第4金曜日）
2. 直接訪問による支援
 - ◆弁理士
 - ◆弁護士
 - ◆中小企業診断士
 - ◆デザイン専門家
 - ◆ブランド専門家 等

連携機関

- ◇中小企業支援機関（中小機構、商工会議所、商工会、よろず支援拠点、中小企業支援センター 等）
- ◇大学、研究機関
- ◇海外展開支援機関（INPIT, JETRO）

お問い合わせはこちらまで！

北海道知財総合支援窓口

（北海道発明協会）

札幌市北区北7条西4丁目1-2
KDX札幌ビル5階

TEL：011-747-8256

FAX：011-747-8253

E-mail：chizai@jiii-h.jp

道内にサテライトもあります！

- ✓ 各サテライトと札幌をテレビ会議システムでつなぎ、対面相談ができます。
- ✓ パソコンの画面を見ながら相談できるので、電話よりも詳しいやり取りが出来ます。

- ・札幌大通サテライト
- ・釧路サテライト
- ・帯広サテライト
- ・北見サテライト
- ・函館サテライト
- ・旭川サテライト
- ・苫小牧サテライト
- ・室蘭サテライト

外国出願費用の助成（補助金）

- 地域実施機関の都道府県等中小企業等支援センターと全国実施機関の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（28年度）を通じて、中小企業の外国出願にかかる費用の半額を助成

対象となる
出願

日本国特許庁に対して、特許・実用新案・意匠・商標（冒認商標含む）の国内出願をしたもので、採択後に外国特許庁に出願するもの ※日本国特許庁の出願には、PCT国際出願、ハーグ出願、マドプロ出願を含みます。

対象となる
費用

【補助対象経費】
 ・外国特許庁への出願料
 ・国内・現地代理人費用
 ・翻訳費用 等

※補助金採択決定後、年度内に発生するものに限定

【補助率・上限額】

補助率：1 / 2

上限額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：特許150万円

実用新案・意匠・商標60万円

冒認対策商標30万円

支援の流れ



補助事業者（28年度）

【地域実施機関】

北海道中小企業総合支援センター

企業振興部助成支援グループ

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

TEL：011-232-2403 FAX：011-232-2011

E-mail：info@hsc.or.jp

【全国実施機関】：

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

知的財産課 外国出願デスク

TEL：03-3582-5198

審査請求料・特許料等の減免制度

対象	措置内容	対象	措置内容
中小ベンチャー・小規模企業	審査請求料 : 1/3に軽減 特許料 (1~10年分) : 1/3に軽減 調査手数料・送付手数料 : 1/3に軽減 予備審査手数料 : 1/3に軽減	研究開発型 中小企業	審査請求料 : 半額軽減 特許料 (1~10年分) : 半額軽減
個人 (生活保護受給者、市町村民税非課税者)	審査請求料 : 免除 特許料 (1~3年分) : 免除 (4~10年分) : 半額軽減	研究開発型 中小企業 (アジア拠点化推進法)	
法人 (非課税法人等)	審査請求料 : 半額軽減 特許料 (1~10年分) : 半額軽減	大学等、大学等の研究者	
国	免除 (すべての料金)	大学等 承認 TLO	
国立試験研究機関認定TLO		試験研究 独立行政法人	
		公設試験 研究機関	
		試験研究地方 独立行政法人	
		試験研究 独立行政法人認定 TLO	

(注)

減免措置の対象者と他者との共同出願の場合は、減免措置対象者の持分のみが減免措置の対象となります (国際出願に係る手数料は除く)。

▶ お配りしたパンフレットにも詳しく掲載しております。

詳しくは...

特許料等の減免制度



で検索！

特許料・審査請求料等が安くなります！

～「減免制度」をご利用ください。～

○減免制度は、一定の要件を満たす中小企業等を対象に、「審査請求料」、「特許料 (第1年分から第10年分)」及び「国際出願に係る手数料」等の料金が減免される制度です。

(対象者)

- 中小ベンチャー企業・小規模企業
- 市町村民税非課税者
- 法人税非課税法人
- 研究開発に力を入れている中小企業 など

※具体的な対象者については、「パンフレット」の内容をご確認ください。

例えば、中小ベンチャー企業・小規模企業を対象とした軽減措置の場合...

審査請求料・特許料 国際出願に係る手数料 申請すると安くなります！

通常 約39万円 約26万円減 約13万円減 約9万円減 約18万円減

軽減後 約13万円 約9万円

※平均的な場合で試算
※国際出願に係る手数料については、国際出願審査交付書による交付金を受け付けた場合を仮定

※パンフレットは減免にのみならず、特許料請求ホームページでもご覧いただけます。

○料金減免制度の詳細(内容、手続、申請書類の様式等)について
<http://www.jpso.go.jp/tetsuzuki/ryoukin/genmenseisaku.htm>

○最新の料金額
<http://www.jpso.go.jp/tetsuzuki/ryoukin/ryou.htm>

特許庁

(公募中) 中小企業知的財産活動支援事業費補助金

- 本補助金は、企業・大学・金融機関等が中小企業等に対して行う、知財活用促進のための仕組みづくりや、地域における先導的な取組を支援するものです。

補助対象となる事業

A. 個別・直接支援重視事業

専門家派遣等の個別・直接的な支援を重視した先導的な取組。

例) 第三者による不正な商標登録を未然に防ぐための調査支援等

【補助率】 補助対象経費の1/2以内 (地方公共団体の負担する額以内)

B. 先導的仕組み構築重視事業

地域における先導的な仕組みづくりを重視した取組。

例) 積極的な知財経営を行う企業を認定するなど、地域における知財経営が促進される支援事業

【補助率】 補助対象経費の1/2以内

(地方公共団体が補助事業に要する経費の1/4以上を負担する場合に限る)

※ A. Bは地方公共団体による一部負担 (予定) があることが必須。

C. 広域・連携型先導的仕組み構築重視事業

先導的な仕組みづくりを重視した取組。

例) 広域の連携した中小企業や大学等の知財マッチング等

【補助率】 定額 (1千万円を上限とする)

※ 複数者の連携による取組が必須。都道府県域を超えた実施又は連携が必須。